

令和5年度第5回三春町農業委員会議事録

- 1 令和5年8月17日（木）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第5回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
2番 山口 陽 一 3番 渡 邊 重 吉 4番 大 内 将
5番 加 藤 不二夫 6番 影 山 忠 夫 7番 内 藤 保 次
8番 門 馬 稔 治 9番 小 林 孝 10番 新 田 俊 男
11番 大 津 早 苗 12番 本 田 儀 勇 13番 橋 本 正 亀
- 3 欠席委員 1名
1番 増 子 弘 子
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第14号 現況確認証明申請について
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
9番 小 林 孝 委員 10番 新 田 俊 男 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第 14 号 現況確認証明申請について

議 長： 「議案第 14 号 現況確認証明申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、岩江地区認定こども園建設予定地から町道路を挟んで向かい側です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 7 番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 8 月 3 日午前 8 時 30 分から、影山委員、増子推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、約 1 m 程度の雑草が茂っている状態でした。
また、申請地は傾斜地であり、周囲を山林や公衆用道路に囲まれていることから農地として継続して利用することは困難と思われ、非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

10 番委員： 位置図を見ると道が含まれているように見えますが、これはどのようなものですか。

事務局： こちらの道は整備等は特にされていない私道となっております。

議 長： その他に質問などありますか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
 場所は、荒町地内龍穩院から北東へ100mのところ
 す。

事務局： （議案説明）

議 長： 現地調査をした12番本田委員から現地調査の結果を報告
 してください。

委 員： 12番 本 田 儀 勇 委員、現地調査報告

委 員： 8月3日午前11時30分から、事務局と私で、現地調査
 を行い、申請書を確認しました。
 申請地は、草刈り等が行われた様子があり、適正に管理さ
 れていることから、許可することに異議はないものと認めら
 れます。
 以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告につ
 いて質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
 この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可
 することに決定いたします。

議 長： 続いて、No2～4については関連がありますので、まとめ
 て事務局の説明を求めます。

事務局： これらの案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可
 申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
 場所は、三春町下舞木地区農業集落排水処理施設から南へ
 100mのところす。

事務局： （議案説明）

議 長： 現地調査をした6番影山委員から現地調査の結果を報告し
 てください。

委 員： 6番 影 山 忠 夫 委員、現地調査報告

委 員： 8月3日午前9時00分から、事務局と私で、現地調査を
 を行い、申請書を確認しました。
 申請地は、現在も作付けされており、草刈り等が行われ適
 正に管理されていることから、許可することに異議はないも
 のと認められます。
 以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告につ
 いて質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
これらの申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、これら案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 5 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、平沢地内見渡神社から北東へ 3 0 0 m のところで

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 1 1 番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1 1 番 大 津 早 苗 委員、現地調査報告

委 員： 7 月 3 1 日午前 9 時 3 0 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

6 番委員： 譲受人は農地を持っていないとのことですが、農地の購入は可能なのですか。

事務局： 農地法第 3 条にかかる下限面積は、4 月に撤廃されましたので可能です。

議 長： その他に質問などありますか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 1 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 1 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を倉庫及び資材置き場に転用しようとするものです。
 場所は、一本松集会所から北へ50mのところではす。

事務局： （議案朗読）

議 長： 現地調査をした12番本田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 12番 本 田 儀 勇 委員、現地調査報告

委 員： 8月3日午前11時40分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
 申請地については、東側を農地に、北側は雑種地に、西側は公衆用道路に、南側は宅地に囲まれています。
 しかし、東側の農地は現在耕作されておらず、他農地への蚕食分断や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われます。
 以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
 この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を駐車場に転用しようとするものです。
 場所は、岩江中学校から北へ50mのところではす。

事務局： （議案説明）

議 長： 現地調査をした7番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 8月3日午前8時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
 申請地については、北側を山林に、南側、西側、東側を宅地に囲まれています。
 申請地はすでに駐車場として整備され、舗装等がされている状態でした。しかし、事務局の説明にもあったとおりの経過、背景があったことも考慮し、また、周辺に農地がないことから、他農地への蚕食分断や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われます。
 以上、現地調査の報告といたします。

- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 6 番委員： 本来の手順であれば、先に転用申請するべきものであるとの認識でよろしいですか。
- 事務局： そのとおりです。今回の申請は追認の申請となっており、本来は先に転用許可を受けるべきとして、申請書には顛末書が添付されております。
- 議 長： その他に質問などありますか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- 議 長： 「議案第 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を資材置き場として一時転用しようとするものです。
場所は、旧中妻中学校体育館から東へ 2 0 0 m のところです。
- 事務局： (議案朗読)
- 議 長： 現地調査をした 1 0 番 新田委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 1 0 番 新 田 俊 男 委員、現地調査報告
- 委 員： 7 月 3 1 日午前 1 1 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を公衆用道路に、東側と西側を農地に、南側を山林に囲まれています。しかし、東側の農地は現在耕作されておらず、西側の農地とは 2 m 程度の高低差があるため、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 2 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は、鷹巣坊ノ内地内、信号のある 4 つ角交差点から県道須賀川三春線を東に 1 0 0 m 進み左折して 3 0 m 進んだ所です。

事務局： (議案朗読)

議 長： 現地調査をした 3 番 渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

委 員： 8 月 2 日午後 3 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側、東側を農地に、南側を県道に、西側を公衆用道路に囲まれています。

申請地は、すでに住宅が建築されている状態でした。しかし、事務局の説明にもあったとおりの経過、背景があったことも考慮し、また北側、東側の農地は現在耕作されておらず、他農地への蚕食分断や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第 5 回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

9 番委員 小林 孝

1 0 番委員 新田 俊男
